

交野市立総合体育施設E S C O事業
募集要項に関する質問回答書

令和5年7月

交野市財産管理室

※本回答書の内容と、募集要項一式（本市ホームページで公開分）、と内容に相違がある場合は、本回答書の内容を優先します。

No	質 問 内 容	回 答
1	<p>10. 参加表明時の提出書類・作成要領（p18）</p> <p>交野市暴力団排除条例に基づく誓約書は、HP上で公開されている提案募集要項などの書類には含まれておりません。参加申請書類の作成・提出に際して、交野市様の指定書式はありますでしょうか。ご教授お願いします</p>	<p>交野市暴力団排除条例に基づく誓約書について質問回答HP上にて公開いたします。</p>
2	<p>8. 事業の実施に関する事項（p15）</p> <p>交野市と事業者の責任分担について、昨今の新型コロナの感染等による事業への影響（リスク）につきまして、これらの事業遂行に関わる影響は、事業者の責に帰さない合理的な理由に含まれ、合理的な根拠を申し出た場合は別途協議を行えるという認識で良かったでしょうか。ご教授お願いします。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	<p>質問内容：PCB含有について</p> <p>照明器具安定器のPCB含有は一切ないと認識で良かったでしょうか。未確認であれば、PCBの含有については、着工時に対象施設の施工年数よりメーカーHP等で確認したものを提出するとの認識で良かったでしょうか。また、施工中に疑わしい安定器が発見された際は、その都度交野市様と協議させて頂くとの認識で良かったでしょうか。ご教授お願いします。</p>	<p>PCB含有については無しです。</p> <p>施工中に疑わしい機器が発見された場合は、別途協議となります。</p>
4	<p>2. 事業概要室内照度等について（p2）</p> <p>室内照度等については、現状の環境条件を満足するものとありますが、これは既存照明設備が故障中、意図的な間引きや消灯・球切れしている照明器具は、更新対象外であるとの認識で良かったでしょうか。更新対象とするのであれば、その際の条件ですが、①既設照明器具と同能力程度のLED照明器具への更新が必要ですか？それとも、②現状の環境条件を満足する程度の照度確保ができる、LED照明器具への更新で良いですか？また、①の場合での更新の際は、増エネルギーになるとの認識で良かったでしょうか。ご教授お願いします。</p>	<p>募集要項 P.22「12. 配布・閲覧資料（1）配布・閲覧資料＜無償で配布する資料＞⑤」にてお示しする予定ですが、現状の環境とは、更新改修対象器具全数が点灯した状態をいいます。また「＜無償で配布する資料＞②」にて、対象となる器具や範囲、照明器具年間点灯時間をお示しする予定です。これらをベースラインとして提案して下さい。</p>

No	質 問 内 容	回 答
5	<p>7. 提示条件（石綿含有について）（p11）</p> <p>石綿含有建材の事前調査は建材試料を10カ所採取し分析を事業者側で実施するとの認識で良いですか？工事内容によって10カ所未満や10カ所以上になる場合はどの様にすれば良いですか？10カ所未満は減数分を事業費より減額？変更なし？10カ所以上の場合は事業者側で費用負担？交野市様で費用負担？また、分析結果により工事に際する対策費用等は別途協議とさせて頂くとの認識で良いですか？ご教授お願いします。</p>	<p>調査が必要な箇所数の変更は協議によります。その他はお見込みのとおりです。</p>
6	<p>応募者の条件（p3）</p> <p>応募者はESCO事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ、募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。事業役割を担う応募者はESCO事業の実績（提案を除く）（募集要項P.3）とありますが、これらは参加する為の資格であり、資格がない者は参加できないとの認識で良いでしょうか？このESCO事業の実績ですが、実績とは①施設ESCO事業の実績と能力を有する者②官公庁ESCO事業の実績を有する者③ESCO事業でプールろ過関連設備の更新実績を有する者との認識で良いでしょうか？または、これらが実績は参加資格ではないとの認識の場合は、評価対象であるとの認識で良いですか？ご教授お願い致します。</p>	<p>応募者の資格としてESCO契約の種類や内容は問いません。様式第5号（ESCO関連事業実績一覧表）に記載いただく実績は、審査要領P.2「3.提案書の審査（2）選考C技術的評価項目⑧」の評価の対象となります。</p>
7	<p>ESCO事業スケジュール（p6）</p> <p>ESCO事業スケジュールの⑫ESCO契約の締結ですが、契約1と契約2を分割して契約することを想定していると思いますが、補助金要項(条件)によれば、分割して契約が出来ない場合が想定されます。（次年度の補助金種や募集要項が未発表の為、詳細は不確定）分割して契約締結が出来ない場合は、補助金採択結果後の一括契約(全体)を9月中旬、工事完工を1月末になる事が想定されますが、その場合でも補助金申請を前提とした事業計画でしょうか？また、今回の事業提案は補助金活用が想定であり、交付金や起債を活用した提案は不要であるとの認識で良いですか？ご教授お願いします。</p>	<p>本スケジュールは補助金の活用を想定しており、補助金申請に関わらない部分（老朽改修等）の工事期間を確保するため、募集要項P.2「2.事業概要（6）契約期間等②」に記載のとおり、補助金申請に関わらない部分と補助金申請部分を分けて契約することを想定しています。</p> <p>「補助金あり」、「補助金なし」をそれぞれ提案してください。</p> <p>なお、交付金や起債を活用した提案は不要とします。</p>

No	質 問 内 容	回 答
8	<p>ESCO事業スケジュール（p6）</p> <p>ESCO事業スケジュールの⑬ESCO設計・工事期間ですが、補助金活用且つ一本の契約締結の場合は、工事期間は10月上旬～12月末が想定されます。工事実施に伴い一定期間の全館休館や部分休館を計画するのが、この時期であっても問題無いとの認識で良いですか？ご教授お願いします</p>	<p>お見込みのとおりです。募集要項P.22「11.ESCO 提案提出書類・作成要領（2）作成要領② 提案書c」に記載のとおり、全館休館または一部休館が必要となる場合は、期間（可能な限り短期間とする）や範囲について提案してください。</p>
9	<p>事業概要（p2）</p> <p>⑨の必ず更新改修を要する設備以外の設備更新は、要求仕様を上回る意欲的な提案として評価されるとの認識で良いですか？それとも、提案対象は「必ず更新改修を要する設備」のみとして、それ以外の更新改修を要する設備は、募集要項の記載のある通り詳細協議とするとの認識で良いですか？ご教授お願いします。</p>	<p>必ず更新改修を要する設備として指定されていない設備を更新する提案については、市が潜在的に求めている内容であれば、意欲的な提案として評価します。</p>
10	<p>質問内容：撤去機器</p> <p>本ESCO工事等に際して、改修による不要安定器・不要機器・不要配管等の撤去等のつきまはしては、運用上支障のない箇所（撤去困難、隠ぺい部分、高所にある等）は原則残置でも問題無いとの認識で良いでしょうか？ご教授お願い致します。</p>	<p>原則撤去としますが、設備タワー上部に設置の機器等は残置可能です。</p>
11	<p>質問内容：補助金</p> <p>補助金申請およびその関連業務について補助金申請に係る、書類作成、申請手続き、関連質疑対応、現地検査、会計検査等の一切の補助金に係る業務は事業者側で実施との認識で良いですか？これは過去他自治体で、同様実績等が参加資格として必要であるとの認識で良いですか？ご教授お願い致します。</p>	<p>補助金申請及び関連業務についてはお見込みのとおりです。</p> <p>応募資格は募集要項p.3「3. 応募条件（3） 応募者の資格④」に記載のとおり、ESCO事業の実績があることとなります。</p>

No	質 問 内 容	回 答
12	<p>質問内容：配布資料</p> <p>参加申請受領後の配布資料ですが、既設中央監視盤のBEMSデータや各施設のCADデータ等も配布して頂けるとの認識で良かったでしょうか。中央監視盤BEMSデータ等は詳細に省エネルギー計算や現状の負荷分析を実施するために必要です。宜しくお願い致します。</p>	<p>平面図・立面図のCADデータは配布可能です。</p> <p>なお有効な中央監視・BEMS データはない状況です。</p>
13	<p>2. 業務内容（5）業務の範囲③</p> <p>本工事範囲において、大気汚染防止法等で定める事前調査が必要と考えますが、石綿含有分析調査費は本工事に含まれていると理解してよろしいでしょうか。また、その場合は石綿含有分析調査が必要な建築材料及び箇所をご指示下さい。</p> <p>2) 石綿含有分析調査の結果、</p> <p>i) 「吹付石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、及び耐火被覆材」と判断された場合は、その除去等の「届出対象特定工事」は別途工事と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>ii) 「石綿含有仕上塗材（吹付石綿に該当しないもの）、石綿含有成型板その他石綿を含有する建材」と判断された場合は、その撤去及び処分に要する費用は設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>募集要項 P.2 「2.事業概要（5）業務の範囲③」に記載のとおり、石綿障害予防規則に基づく石綿含有建材の使用有無の事前調査は事業者が行う業務の範囲です。募集要項 P.11 「7.提示条件（2）提案に関する事項④」に記載のとおり、建材試料を 10 か所採取し、分析を行うこととしています。調査が必要な建材及び具体的な箇所は協議によります。</p> <p>i) 「届出対象特定工事」は事業者の業務の範囲とし、ii) 費用はお見込みのとおりです。</p>
14	<p>7. 提示条件（7）運転及び維持管理に関する事項③</p> <p>本事業では、行政財産使用料は免除という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本事業はギャランティード・セイビングス契約であり、事業者が提案し本市が承諾した運転管理指針に基づき指定管理者が運転を行いますので、行政財産の使用は発生しないものと考えます。</p>
15	<p>1 1. ESCO 提案時の提出書類・作成要領（2）作成要領②提案書 a. 事業総括様式 8 号の 1 本庁舎は補助金を想定しない提案を求めます。と記載ありますが、本様式は補助金あり・なしの様式となっていますので記載誤りでしょうか。</p>	<p>募集要項 P.22 「11.ESCO 提案提出書類・作成要領（2）作成要領②提案書 b」の「なお、本庁舎は補助金を想定しない提案を求めます。」を削除します。</p>

No	質 問 内 容	回 答
16	<p>2. 事業概要 (3) 事業内容 必ず更新改修を要する設備</p> <p>照明器具の高効率LED化への更新ですが、省エネ対策として間引きや消灯しているランプは改修必須対象除外との認識で良いでしょうか。LED照明器具への更新対象とした場合は増エネルギーとなる可能性があります、どの様に検討すれば良いでしょうか。</p>	<p>必ず更新改修を要する設備については、募集要項 P.22「12. 配布・閲覧資料 (1) 配布・閲覧資料<無償で配布する資料>②」にて対象となる器具や範囲をお示しする予定です。また、合わせてお示しする予定の照明器具年間点灯時間をベースラインとして提案して下さい。</p>
17	<p>省エネ診断 (6) 今後の改修整備計画</p> <p>今後の改修整備計画と本事業の工事期間が重複するため、R6年度のスケジュール計画を提示していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>施設概要 (6) 今後の改修整備計画について、工事期間が重なるものとしては③プール棟室内壁・床改修、天井ノズル改修、プール内放送設備の更新、プール地下配管ピット内換気設備取付等となります。後のものについては削除いたします。</p>
18	<p>2. 事業概要 (3) 事業内容⑥</p> <p>工事に使用する機器および材料は、新品とします。と記載していますが、電線・ケーブル等で既設流用可能なものは使用可能でしょうか。</p>	<p>既設のまま使用する部分は既設流用となりますが、更新改修部分は新品の機器および材料を使用してください。</p>
19	<p>優先交渉者決定後に提案に重大な瑕疵が判明して事業が遂行できないことが判明した場合、辞退をすることは可能でしょうか。またペナルティは発生しますでしょうか。</p>	<p>募集要項 P.6「4.ESCO 事業者選定の流れ (6) 事業者の選定」に記載のとおり、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次選交渉権者と協議を行うこととなります。</p>
20	<p>(3) 応募者の資格について</p> <p>ESCO 事業の実績を有することとありますが、シェアード・セイビングス契約の実績のみでも宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。応募資格として契約の種類は問いませんが、様式第5号 (ESCO 関連事業実績一覧表) に種類を記載してください。</p>
21	<p>(5) 応募に関する留意事項⑤について</p> <p>1 応募者は1つの提案のみ、とありますが補助金有り・無しの提案は1件としてのカウントになるとの考えで宜しいでしょうか。</p>	<p>1つの提案の内容として「補助金あり」、「補助金なし」それぞれの提案を求めます。</p>
22	<p>9. 契約に関する事項 (2) ③契約保証金について</p> <p>類似の実績で契約保証金を免除して頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>募集要項 P.18「9.契約に関する事項 (2) ESCO 契約の概要③」に記載のとおり、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。</p>
23	<p>提案審査要領 3 (1) プレゼンテーションについて</p> <p>プレゼンテーションやヒアリングの予定持ち時間を教えて下さい。</p>	<p>プレゼンテーション、質疑応答を含めて 30分程度を想定しています。</p>

No	質 問 内 容	回 答
24	<p>2. 事業概要（5）業務の範囲</p> <p>③石綿含有建材の使用有無の調査の結果石綿含有が発覚した場合、その後の対策は交野市様にて行って頂けるとの認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>石綿が確認された場合の特定工事は ESCO 事業者の業務の範囲とします。契約の変更等は協議によります。</p>
25	<p>昨今の半導体供給不安など受注者の不可抗力による事情で設備・機器の納品遅れが発生した場合、工事期間延長などの協議には応じて頂けるのでしょうか。</p>	<p>不可抗力による事情が生じた場合は別途、協議といたします。</p>
26	<p>今後本業務に関する関係法令の新設などが発生し、それにより新たな費用負担が発生することとなった場合、その費用負担は交野市様という考えで宜しいでしょうか。</p>	<p>関係法令の内容によります。費用負担が発生する場合は協議によります。</p>